資料１

厚木市子ども育成条例
運用状況報告書

【対象年度：平成25～28年度】

平成29年11月

厚木市 こども未来部 こども育成課

厚木市子ども育成条例

国では、子ども・子育て支援関連の制度や財源を一元化して、新しい仕組みの構築のため、平成27年４月から「子ども・子育て支援新制度」が実施され、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するための新たな一歩を踏み出しています。

本市では、第９次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」を踏まえ、平成22年３月に５年間を計画期間として「あつぎ子ども未来プラン」を策定しました。この「あつぎ子ども未来プラン」の実効性をより一層高めるために、「厚木市子ども育成条例」を平成24年12月25日に公布・施行し、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるための取組みを進めています。

この条例の基本理念として、①子どもが次代の社会を担うかけがえのない存在であり、子どもが本来持つ成長する力を伸ばし、その可能性の扉を開くことが重要であること、②保護者が子育てについて最も重要な責任を有し、子どもの人格を形成する上で、大きな役割を担う存在であること、③子どもが元気で心豊かに成長することができ、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる環境づくりには、関係者との連携及び協力が重要であるということ、を定めています。この条例の基本理念を実現するとともに、条例の実効性を高めるための施策等として、第７条から第13条において規定しています。

また、平成27年４月から平成32年３月まで、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体とした、子ども・子育て支援に関する総合的な計画である「第２期あつぎ子ども未来プラン」を策定しています。

第 1 条　目的
第 2 条　基本理念
第 3 条　子育て関係機関の役割
第 4 条　事業者の役割
第 5 条　市の責務
第 6 条　基本計画
第 7 条　子育て支援体制の充実
第 8 条　健康の確保及び増進
第 9 条　教育環境の充実
第 10 条　仕事と生活の調和
第 11 条　子育てに適した環境の整備
第 12 条　子どもの健全育成
第 13 条　あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間
第 14 条　子ども育成推進委員会
第 15 条　評価等
第 16 条　子ども・子育て支援法に基づく機関
第 17 条　委任
附則

厚木市子ども育成条例運用状況

（基本計画）

第６条　市長は、子育て環境の充実に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市子ども育成推進委員会の意見を聴かなければならない。

運用状況

基本計画

１　あつぎ子ども未来プラン（第２期）
（厚木市次世代育成支援行動計画及び厚木市子ども・子育て支援事業計画）
厚木市こども育成推進委員会、同基準検討部会及び厚木市次世代育成支援計画推進委員会において、あつぎ子ども未来プラン（第１期）における各種事業や最新データを資料として多角的に検討を重ね、ニーズ調査やパブリックコメント、市民満足度調査、市民意識調査などの結果を検証し、計画を策定しました。

２　子ども・子育てに関するニーズ調査
（１）実施時期
平成25年11月20日～平成25年12月26日
（２）実施方法
厚木市内に居住する就学前児童の子どもを持つ保護者6,000件及び小学生の子どもを持つ保護者4,000件を対象に、住民基本台帳から対象者を抽出し、郵送により回答をいただきました。
（３）回答者数
4,560人（就学前児童2,663件、就学児童1,897件）

３　パブリックコメント
（１）実施時期
平成26年12月１日～平成27年１月５日
（２）実施方法
各地区市民センターなど市内24か所の公共施設（市ホームページ掲載）に意見提出用紙を設置し、御意見のある方から回答をいただきました。
（３）意見件数
①意見をいただいた人数　３人
②意見の件数　３件
（４）反映状況
①計画に反映させたもの　２件
②意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの　１件
③今後の取り組みにおいて参考にするもの　０件
④計画に反映できないもの　０件
⑤その他（感想・質問）　０件

４　厚木市こども育成推進委員会意見聴取（会議開催回数）
平成25年度３回、平成26年度４回、平成27年度２回、平成28年度２回

（子育て支援体制の充実）

第７条　市は、地域における子育てを支援する体制の充実を図るため、子育て支援のために必要なネットワークを形成するとともに、次に掲げる施策を推進するものとする。
（１）　子育てを行う家庭が相互に又は子育ての経験者と交流する機会を提供すること。
（２）　子育てに関する課題を抱える家庭に対し、その状況に配慮した支援を行うこと。
（３）　子育て関係機関に対し、必要な支援を行うこと。

運用状況①

基本施策１「地域における子育て支援体制の充実」を推進するため、３施策35事業を実施しました。

１　地域力（地域社会の子育て力）を活用した子育て支援の充実

（１）地域福祉推進委員会、子育てコンシェルジュ、子育てサークル、子育て支援に係るボランティア等の方々による身近な子育て力を生かし、地域における子育て支援体制の充実を図りました。

（２）親子・親同士や様々な年代の子育て経験者との交流を深めるとともに、育児相談体制を強化するため、子育て支援センター、移動子育てサロン、地域子育てサロン、つどいの広場や地域育児センター等の充実を図り、子育て家庭の孤立の防止に取組みました。

（３）子育てに関する悩みや不安がある家庭に、地域の方々の協力を得ながら保育士等が訪問指導を実施しました。

（４）地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が、相互援助活動を通して、安心して子育てや働くことができる環境の整備を推進するため、ファミリー・サポート・センターにおける会員の充実を図りました。

２　多様な保育サービスの充実

（１）増大する保育需要に対応するため、保育所(園)の待機児童解消に努めました。

（２）子どもの健やかな成長を促すため、質の高い保育サービスの提供や多様化する保育ニーズに応じた様々な保育サービスの充実を図りました。

（３）産休明け保育、乳児保育等の充実及び幼稚園の預かり保育の拡充を図りました。

（４）認定こども園の運営支援をはじめ、新たに認定こども園への移行を希望する幼稚園に対して、円滑に移行できるよう支援しました。

（５）就学前教育・保育から就学後の教育に円滑に移行できるよう、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校との連携を支援しました。

３　子育て情報の充実とネットワークづくり

（１）子育て家庭に対し、子ども・子育てに関する幅広い情報を分かりやすく、役立つよう充実を図り、積極的に情報提供を行いました。

（２）育児不安を抱えている保護者に対し、子育て相談やアドバイスができる子育てアドバイザーの育成を図りました。

【個別事業における目的に対する成果が十分に得られた事業の割合】

基本施策／個別施策名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	平均
1．地域における子育て支援体制の充実		**73.5%**	**90.9%**	**91.4%**	**82.9%**	**84.7%**
(1)	地域力を活用した子育て支援の充実	63.6%	100.0%	90.0%	90.0%	85.9%
(2)	多様な保育サービスの充実	76.5%	87.5%	90.0%	80.0%	83.5%
(3)	子育て情報の充実とネットワークづくり	83.3%	83.3%	100.0%	80.0%	86.7%

※ 毎年度実施している個別事業結果報告に基づくデータ（以下同じ）

運用状況②

基本施策７「特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進」を図るため、３施策24事業を実施しました。

１　児童虐待防止対策の充実

（１）児童虐待について迅速な対応を図るため、相談窓口の充実を図りました。

（２）要保護児童等に関して、適切な対応を行うため、関係機関との十分な連携を図りました。

（３）児童虐待の未然防止と早期発見に取組みました。

２　ひとり親家庭の自立支援の推進

（１）ひとり親家庭が抱える様々な問題の解決を図るため、窓口相談の充実を図りました。

（２）母子家庭の母及び父子家庭の父の自立を支援するため、各種事業を展開しました。

３　特に配慮を必要とする子どもや子育て家庭への施策の充実

（１）障がいがある子どもの受け入れを行い、統合保育を推進しました。

（２）障がいのある子どもの状況に応じた施策・事業を推進しました。

（３）専門的な技術や指導による療育を目的に関係機関との連携を図り、子どもの状況に応じた相談、指導を実施しました。

（４）発達に心配のある子どもに関して、適切な環境づくりの助言を行いました。

（５）外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒に対し、日本語指導等を行いました。

【個別事業における目的に対する成果が十分に得られた事業の割合】

基本施策／個別施策名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	平均
7．特別なサポートを必要とする子育て家庭への取組の推進		**80.6%**	**80.6%**	**91.7%**	**87.0%**	**85.0%**
(1)	児童虐待防止対策の充実	85.7%	100.0%	100.0%	100.0%	96.4%
(2)	ひとり親家庭の自立支援の推進	70.0%	70.0%	87.5%	85.7%	78.3%
(3)	特に配慮を必要とする子どもや子育て家庭への施策の充実	85.7%	78.6%	92.9%	85.7%	85.7%

（健康の確保及び増進）

第８条　市は、子ども及び保護者の健康の確保及び増進を図るため、母子保健に関する事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

運用状況

基本施策２「子どもと親の健康づくりの推進」を図るため、４施策20事業を実施しました。

１　子どもと親の健康の維持増進

（１）妊娠期、出産、乳幼児期から思春期を通して親子の健康が確保されるよう様々な事業を実施しました。

（２）子どもの健やかな発達の促進と親の育児不安の軽減を図りました。

（３）妊娠期から父親の育児参加意識を高め、両親が協力して子育てする環境づくりを促進しました。

２　食育の推進

（１）母親と乳幼児の健康の確保を図るため、規則正しい食習慣や食事のバランスなど食育に関する学習や情報提供について充実を図りました。

（２）子どもの成長段階に応じた食育を推進しました。

３　思春期における保健対策の充実

食習慣・こころの健康・喫煙・飲酒・薬物・性に関することなど、思春期における保健対策の充実を推進しました。

４　小児医療の充実

（１）安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制については、小児医療及び相談事業の充実を図りました。

（２）子どもの健康の保持及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行いました。

【個別事業における目的に対する成果が十分に得られた事業の割合】

基本施策／個別施策名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	平均
２.子どもと親の健康づくりの推進		**88.9%**	**94.4%**	**89.5%**	**90.0%**	**90.7%**
(1)	子どもと親の健康の維持増進	83.3%	91.7%	83.3%	84.6%	85.7%
(2)	食育の推進	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(3)	思春期における保健対策の充実	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(4)	小児医療の充実	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（教育環境の充実）

第９条　市は、子どもが健やかに成長できる教育環境の充実を図るため、子どもの年齢及び心身の発達段階に応じた様々な学習の機会の提供、子どもの参加するスポーツ活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

運用状況

基本施策３「子どもが健やかに成長できる教育環境の充実」を推進するため、２施策36事業を実施しました。

１　子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実

（１）「確かな学力」を身に付ける教育及び豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進しました。

（２）人間尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図りました。

（３）信頼される学校づくりを推進しました。

２　子どもの様々な学習の機会の提供やスポーツ活動の推進

（１）豊かな人間性と思いやりの心を育てるため、自然や人とのふれあいの場と様々な学習の機会を提供しました。

（２）子どもが参加するスポーツ活動を推進しました。

【個別事業における目的に対する成果が十分に得られた事業の割合】

基本施策／個別施策名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	平均
３.子どもが健やかに成長できる教育環境の充実		**89.7%**	**84.2%**	**91.7%**	**83.3%**	**87.2%**
(1)	子どもの生きる力をはぐくむ教育環境の充実	90.9%	85.7%	95.0%	80.0%	87.9%
(2)	子どもの様々な学習の機会やスポーツ活動の推進	88.2%	82.4%	87.5%	87.5%	86.4%

（仕事と生活の調和）

第10条　市は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を図るため、事業者に対しては自主的な取組を行うために必要な支援を行い、労働者に対しては働きながら子育てを行うための支援の充実を図るものとする。

運用状況

基本施策５「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を図るため、２施策15事業を実施しました。

１　事業主等への広報・啓発

（１）企業における事業所内保育施設の設置を促進するため、保育サービスの情報提供を行いました

（２）男性の子育てへの積極的な参加を促進するため、子育て出前講座を実施しました。

（３）勤労者支援事業として、勤労ニュースを発行し、最新の労働に関する制度を周知することにより、勤労者の支援を行いました。

２　仕事と子育ての両立の推進

（１）早期に職場復帰を望む保護者のため、産休明け保育の充実を図りました。

（２）仕事をしながら生き生きと子育てをする、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を実施しました。

（３）就労対策事業として、女性、若年者、退職者等のための就職支援セミナー及び相談会を開催し、就労の促進を図りました。

【個別事業における目的に対する成果が十分に得られた事業の割合】

基本施策／個別施策名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	平均
５.仕事と生活の調和　（ワーク・ライフ・バランス）の推進		**86.7%**	**86.7%**	**100.0%**	**100.0%**	**93.3%**
(1)	事業主等への広報・啓発	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	75.0%
(2)	仕事と子育ての両立の推進	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（子育てに適した環境の整備）

第11条　市は、安全な交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化その他の子育てに適した環境を整備するものとする。
２　市は、地域の関係者と連携して、セーフコミュニティの推進による子どもの事故、けが等の発生の予防その他の子どもが安全で安心して成長することができる環境を整備するものとする。

運用状況①

基本施策４「子育てしやすい生活環境の整備」を推進するため、３施策23事業を実施しました。

１　安心して外出できる環境の整備

（１）妊産婦、乳幼児連れの保護者のために、公共施設などにおいて、段差の解消等のバリアフリー化を推進しました。

（２）安心して乳児を連れて外出できるよう授乳施設及び授乳スペース設置の啓発を図りました。

２　良質な居住環境の推進

子育て環境に適した住宅供給の取組を推進しました。

３　子育て家庭への経済的支援

子育て家庭に対し、各種経済的な支援を図りました。

【個別事業における目的に対する成果が十分に得られた事業の割合】

基本施策／個別施策名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	平均
4.子育てしやすい生活環境の整備		**63.2%**	**68.4%**	**87.0%**	**90.0%**	**77.1%**
(1)	安心して外出できる環境の整備	25.0%	50.0%	80.0%	100.0%	63.8%
(2)	良質な居住環境の推進	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(3)	子育て家庭への経済的支援	69.2%	69.2%	87.5%	85.7%	77.9%

運用状況②

基本施策６「セーフコミュニティの推進」を図るため、２施策15事業を実施しました。

１　子どもを対象としたセーフコミュニティの推進

（１）地域ぐるみで子どもの安全に向けた取組を推進しました。

（２）家庭における子どもの事故対策のため、保護者を対象とする事故予防講習会を実施しました

（３）学校、ＰＴＡ、地域、行政等が協働で、子どもの安全確保に努めました。

（４）インターナショナルセーフスクール（ＩＳＳ）や、子どもの成長に応じ、様々な場面におけるセーフコミュニティの取組を推進しました。

２　子どもの交通安全の確保や防犯対策の推進

（１）子どもを交通事故から守るための施策や事業を推進しました。

（２）子どもの交通安全の意識を向上させるため、交通安全教室を実施しました。

（３）不審者から身を守るための防犯ブザーの普及に努めました。

（４）防犯灯を設置し、子どもが安心して歩行できるよう取組みました。

（５）子どもたちが安全に歩行できるよう、歩道、横断歩道の整備を図りました。

（６）通学路における児童・生徒の安全確保のため、スクールゾーン表示板を設置し、周知を図りました。

【個別事業における目的に対する成果が十分に得られた事業の割合】

基本施策／個別施策名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	平均
６.セーフコミュニティの推進		**76.5%**	**70.6%**	**60.0%**	**66.7%**	**68.4%**
(1)	子どもを対象としたセーフコミュニティの推進	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	87.5%
(2)	子どもの交通安全の確保や防犯対策の推進	73.3%	66.7%	53.8%	69.2%	65.8%

（子どもの健全育成）

第12条　市は、子どもの健全育成を推進するため、保護者に対しては家庭教育に関する学習機会の提供その他の必要な支援を行い、子どもに対しては多様な体験活動への参加及び地域社会との交流の機会を提供するものとする。

運用状況

基本施策８「未来を創る心豊かな人づくりの推進」を図るため、５施策19事業を実施しました。

１　青少年の健全育成の推進

地域における青少年の活動の機会を充実し、青少年が様々な人との交流や体験・経験を通じて自立性や社会性をもって行動できるよう健全育成の推進を図りました。

２　次世代の親への育成

次代の親になる子どもたちが、乳児や幼児とのふれあいを通じて、生命の尊さや子育ての意義や楽しさを自然に学び、実感できるよう取組みました。

３　地域社会の教育力の向上

地域全体で子どもを守り、育てる機運を高め、地域社会の教育力の向上と地域の人材、ネットワークの活用を図りました。

４　子どもの居場所づくりの推進

（１）子どもたちの安全で健やかな活動の場の確保に努めました。

（２）小学校の一時的余裕教室等を活用し市立放課後児童クラブ（23クラブ）を運営するとともに、民間が運営する放課後児童クラブ（地域児童クラブ）の運営支援を進めました。

（３）小学校の一時的余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習、様々な体験、交流活動を行う放課後子ども教室を実施しました。

５　家庭教育の推進

家庭は、子どもの心と体を健やかに育てるため、「早寝早起き朝ごはん」を始めとした基本的な生活習慣や人への思いやり、善悪の判断や社会的マナーを身に付ける重要な役割を担っていることから、教育の原点である家庭教育を推進しました。

【個別事業における目的に対する成果が十分に得られた事業の割合】

基本施策／個別施策名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	平均
８.未来を創る心豊かな人づくりの推進		**88.2%**	**94.1%**	**94.7%**	**94.4%**	**92.9%**
(1)	青少年の健全育成の推進	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(2)	次世代の親への育成	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(3)	地域社会の教育力の向上	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	93.8%
(4)	子どもの居場所づくりの推進	60.0%	100.0%	85.7%	83.3%	82.3%
(5)	家庭教育の推進	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間）

第13条　市は、市民が家族の絆（きずな）を大切にするため、あつぎ家庭の日を、子育てにおける地域社会が果たす役割の重要性について市民の関心及び理解を深めるため、あつぎ子ども月間を設ける。
２　あつぎ家庭の日は毎月の第３水曜日、あつぎ子ども月間は毎年５月とする。
３　市は、子育て関係機関及び事業者と連携し、あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

運用状況

基本施策９「子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進」を図るため、２施策２事業を実施しました。

１　あつぎ家庭の日・あつぎ子ども月間の普及・啓発
　厚木市子ども育成条例の着実な推進を図るとともに、市民が家族の絆を大切にすることや市民の関心及び理解を深めるため、「あつぎ家庭の日（毎月第３水曜日）」及び「あつぎ子ども月間（毎年５月）」の普及・啓発を図りました。

２　あつぎ子ども未来プランを総合的・計画的に推進
　次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定し、子ども子育て施策を総合的に推進するとともに、計画の進捗状況の把握、評価等を行いました。

【個別事業における目的に対する成果が十分に得られた事業の割合】

基本施策／個別施策名		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	平均
９.子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進		**－**	**－**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**
(1)	厚木市こども育成推進条例の運用・推進	－	－	100.0%	100.0%	100.0%
(2)	子ども・子育て支援を総合的に推進	－	－	100.0%	100.0%	100.0%

（子ども育成推進委員会）

第14条　市長は、この条例の運用状況の点検及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第１項各号に掲げる事務の処理等を行うため、市民等で構成する厚木市子ども育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２　市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
３　委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
４　委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

運用状況

（子ども育成推進委員会）

学識経験者３人、教育・保育関係者３人、地域子育て団体関係者１人、事業所関係者１人、公募市民２人の10名からなる厚木市子ども育成推進委員会を平成25年４月に設置し、運営してまいりました。

この委員会では、主に次のことを行っていただきました。

①厚木市子ども育成条例の運用状況の点検
②厚木市次世代育成支援行動計画及び厚木市子ども・子育て支援事業計画からなる第２期あつぎ子ども未来プランの策定に向けて専門的な視点からの意見
③平成27年４月に施行された、子ども・子育て支援法第77条第１項各号に掲げる事務の処理等に関する事業計画の策定・進捗管理などについて、本市の実情を踏まえた施策の推進につなげていく調査や審議

また、子ども未来プランの基本理念の下、３つの基本目標、９つの基本施策、26の個別施策について、各年度における進捗状況の把握・点検を継続的に行い、目標の実現に向けて本計画を推進していただきました。

【開催状況】

年度	開催回	開催日	案件
平成25年度	第１回	平成25年５月24日（金）	①厚木市の子育ての現状と課題について ②厚木市子ども育成条例について ③あつぎこども未来プラン平成24年度実施結果について ④子ども・子育て支援新制度について
	第２回	平成25年11月19日（火）	①（仮称）厚木市子ども・子育て支援事業計画について ②厚木市子ども育成条例の運用状況について
	第３回	平成26年３月11日（火）	①厚木市子ども・子育て支援新制度ニーズ調査結果概要について ②（仮称）厚木市子ども・子育て支援事業計画について ③新制度の施行に向けて市町村が策定する条例について ④新制度における放課後児童クラブについて ⑤待機児童加速化プランについて

平成26年度	第１回	平成26年７月１日（火）	①平成25年度あつぎこども未来プラン実施結果について ②厚木市子ども・子育て支援事業計画について
	第２回	平成26年９月22日（月）	①子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担（保育料等）案について ②量の見込みと確保の方策について
	第３回	平成26年10月28日（火）	①あつぎこども未来プランについて
	パブリックコメント		①実施時期 平成26年12月１日から平成27年１月５日まで ②意見件数 意見をいただいた人数３人（意見の件数３件）
	第４回	平成27年２月27日（金）	①厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（案）ついて ②あつぎ子ども未来プラン（第2期）について ③特定教育・保育施設における利用定員の設定について
平成27年度	第１回	平成27年７月３日（金）	①あつぎ子ども未来プランについて ②留守家庭児童クラブの適正な利用者負担について
	第２回	平成28年１月21日（木）	①平成28年度特定教育・保育施設の利用定員について ②厚木市子ども科学館について
平成28年度	第１回	平成28年７月７日（木）	①あつぎ子ども未来プランについて ②厚木市立子ども科学館条例の一部改正について ③（仮称）厚木市立こども未来館について
	第２回	平成29年２月16日（木）	①平成29年度小規模保育施設の開設について ②平成29年度特定教育・保育施設等の利用定員について ③（仮称）金田児童館等複合施設の設置について

（子ども育成推進委員会基準検討部会）

学識経験者、医療機関関係者、教育・保育関係者、公募市民等15人からなる厚木市子ども育成推進委員会基準検討部会を臨時に設置し、子ども・子育て支援新制度に係る事項など、特別な事項について審議していただきました。

【開催状況】

年度	開催回	開催日	案件
平成25年度	第１回	平成25年10月８日（火）	①厚木市の子育て環境の現状と課題について ②子ども・子育て支援新制度の概要について ③子ども・子育て支援新制度に係るニーズ調査について
	第２回	平成25年11月12日（火）	①「子ども・子育て支援新制度ニーズ調査」について ②「（仮称）厚木市子ども・子育て支援事業計画」について
	第３回	平成26年１月14日（火）	①子ども・子育て支援新制度ニーズ調査速報値について ②「教育・保育提供区域の設定」について
平成26年度	第１回	平成26年５月13日（火）	①新制度に関する条例制定までのスケジュールについて ②各種条例における参酌基準の検討について
	第２回	平成26年７月22日（火）	①あつぎこども未来プランについて ②教育・保育の保育料利用者負担について
	第３回	平成26年８月25日（月）	①子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）について ②子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の方策について
	第４回	平成26年９月22日（月） ※厚木市子ども育成推進委員会と合同開催	①子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担（保育料等）案について ②量の見込みと確保の方策について
	第５回	平成27年２月27日（金） ※厚木市子ども育成推進委員会と合同開催	①厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（案）ついて ②あつぎ子ども未来プラン（第2期）について ③特定教育・保育施設における利用定員の設定について

厚木市子ども育成条例におけるあつぎ子ども未来プラン施策体系図

基本理念	基本目標（3目標）	基本施策（9施策）	個別施策（26施策）	個別事業（189事業）（平成28年度事業）
子どもの『成長』と子育ての『喜び』を地域社会全体で『支える』まち　あつぎ	子どもが健やかで心豊かに育つ環境づくり	第７条 子育て支援体制の充実 基本施策１ 地域における子育て支援体制の充実 基本施策７ 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進	1 1.地域力（地域社会の子育て力）を活用した子育て支援の充実 2.多様な保育サービスの充実 3.子育て情報の充実とネットワークづくり	地域子育てサロン事業、子育てアドバイザー事業、子育てパスポート事業、児童館利用開放、子育て支援センター事業、地域子育て支援拠点（ひろば型）事業、地域育児センター事業等の推進、各児童施設との連携、育児支援家庭訪問事業、 ファミリー・サポート・センター事業、認定こども園新制度補助事業、幼稚園型認定こども園長時間利用助成金事業、保育施設の整備、認定あつぎ保育室補助事業、保育サービスの質の向上に関する取組、延長保育事業、夜間保育の推進、休日保育事業、施設型病後児保育事業、一時預かり事業、小規模保育事業、放課後児童クラブ運営事業、地域児童クラブ育成支援事業、トワイライトステイ事業、子育てショートステイ事業、産休明け保育、家庭的保育事業、私立幼稚園預かり保育推進事業、一時預かり事業（幼稚園）子育て情報の充実、子育てガイドの作成、市立保育所ＳＮＳの充実、幼稚園についての情報提供、子育てサークルへのサポート、子育て支援託児サービス事業 **（35事業）**
			7 1.児童虐待防止対策の充実 2.ひとり親家庭の自立支援の推進 3.特に配慮を必要とする子どもや子育て家庭への施策の充実	民生委員児童委員事業、児童虐待対策事業、母子・父子相談事業、母子家庭等高等職業訓練促進費事業、母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等自立支援教育訓練給付事業、母子家庭等家賃助成事業、母子家庭等児童就学祝金給付事業、母子等福祉手当給付事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、統合保育の推進、統合保育研修、特別支援教育費補助事業、児童発達支援事業、就学指導・特別支援教育推進事業、障害者居宅生活支援事業、日中一時支援事業、身体障害者補装具給付等事業、特別障害者手当等給付事業、障害者日中活動支援事業、療育支援事業、外国籍児童・生徒等支援事業、学習支援事業（再掲）、就園児実費徴収補助金（再掲） **（24事業）**
	子育ての楽しさ・喜びを実感できる暮らしづくり	第８条 健康の確保及び増進 基本施策２ 子どもと親の健康づくりの推進	2 1.子どもと親の健康の維持増進 2.食育の推進 3.思春期における保健対策の充実 4.小児医療の充実	妊婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、妊婦歯科健康診査、産婦・新生児訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）、予防接種事業、母子手帳の交付、不妊治療費助成事業、私立幼稚園園児健康管理費補助金、すこやかマタニティクラス、母子健康教育、母子支援事業、離乳食マスターセミナー、食育の推進、学校給食への地場農産物導入事業、学校での保健指導の充実、救急医療事業、あつぎ健康相談ダイヤル24、子ども医療費助成 **（20事業）**
		第９条 教育環境の充実 基本施策３ 子どもが健やかに成長できる教育環境の充実	3 1.子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実 2.子どもの様々な学習の機会やスポーツ活動の推進	小学校児童支援推進事業、中学校少人数学級実施事業、学力ステップアップ支援員派遣事業、元気アップスクール推進事業交付金、外国語指導助手配置事業、小学校「あつぎ元気塾」実施事業、厚木市ＳＥＬ教育基金事業、ブックスタート事業、子ども読書活動推進事業、中央図書館の運営、移動図書館の運営、公民館図書室等運営事業、中央図書館資料整備事業、学校支援プロジェクト推進事業、青少年教育相談事業、登校支援推進事業、適応指導教室運営事業、部活動振興交付金、関東・全国大会等派遣交付金、七沢自然ふれあいセンター活動事業、七沢チャレンジキャンプ、親子収穫体験、青少年自然文化体験研修事業、水辺ふれあい創出事業、情報プラザ維持管理事業、厚木青少年音楽コンクール開催事業、学習支援事業、出前講座、子ども科学館運営事業、無形民俗文化財の公開、郷土資料館事業、平和都市推進事業、あつぎマラソン、ちびっこマラソン＆駅伝競走大会、ステップアップキャンプ、あつぎ協働大学 **（36事業）**
	みんなで子どもと子育て家庭を支援する体制づくり	第10条 仕事と生活の調和 基本施策５ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5 1.事業主等への広報・啓発 2.仕事と子育ての両立の推進	事業所内保育施設設置補助事業、企業の子育て支援推進事業、子育て出前講座、勤労者支援事業、就労対策事業、産休明け保育（再掲）、保育施設の整備（再掲）、家庭的保育事業（再掲）、延長保育事業（再掲）、夜間保育の推進（再掲）、休日保育事業（再掲）、施設型病後児保育事業（再掲）、一時預かり事業（再掲）、ファミリー・サポート・センター事業（再掲）、一時預かり事業（幼稚園）（再掲） **（15事業）**
		第11条 子育てに適した環境の整備 基本施策４ 子育てしやすい生活環境の整備	4 1.安心して外出できる環境の整備 2.良質な居住環境の推進 3.子育て家庭への経済的支援	健康こどもの森整備事業、公園緑地整備事業、授乳施設等設置の啓発、市営住宅維持管理事業、特定優良賃貸住宅管理事業、出産費用貸付制度、子育て日常生活支援事業、ほっとタイムサポーター事業、私設保育施設入所児助成事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業、要保護及び準要保護児童就学援助事業（小学校）、要保護及び準要保護生徒就学援助事業（中学校）、小学校特別支援学級等就学奨励事業、中学校特別支援学級就学奨励事業、小学校保護者負担軽減事業、中学校保護者負担軽減事業、幼稚園送迎ステーション事業、企業立地元気アップサポート事業奨励金、若者・女性等雇用拡大事業費（緊急雇用）、子ども・子育て支援新制度保護者負担軽減事業、就園児実費徴収補助金、（仮称）北部地区公園整備事業、（仮称）睦合水辺公園整備事業 **（23事業）**
		基本施策６ セーフコミュニティの推進	6 1.子どもを対象としたセーフコミュニティの推進 2.子どもの交通安全の確保や防犯対策の推進	セーフコミュニティ推進事業、危険予知トレーニング、次世代防犯活動促進事業、かけこみポイント事業、自転車ヘルメット購入費助成事業、幼児２人同乗用自転車購入助成事業、交通安全教育事業、防犯啓発事業、防犯情報ネットワーク事業、児童・生徒登下校等安全推進事業、防犯灯設置事業、街頭犯罪対策事業、見守りシステム構築事業、歩道整備事業、中心市街地交通環境整備事業 **（15事業）**
		第12条 子どもの健全育成 基本施策８ 未来を創る心豊かな人づくりの推進	8 1.青少年の健全育成の推進 2.次世代の親への育成 3.地域社会の教育力の向上 4.子どもの居場所づくりの推進 5.家庭教育の推進	青少年指導員活動事業、ジュニアリーダー育成事業、少年少女フェスティバル開催事業、中・高校生の保育所・幼稚園訪問、地域青少年活動事業、青少年非行防止活動事業、輝き厚木塾開設事業、児童館運営事業、放課後児童クラブ運営事業（再掲）、地域児童クラブ育成支援事業（再掲）、地域子ども教室推進事業、公民館活動事業(公民館学級・講座開催事業)、家庭教育学級交付金、家庭教育情報提供事業、「早寝早起き朝ごはん」啓発推進事業、健康こどもの森整備事業（再掲）、放課後子ども教室推進事業、ちびっこマラソン＆駅伝競走大会（再掲）、ステップアップキャンプ（再掲） **（19事業）**
		第13条 あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間 基本施策９ 子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進	9 1.厚木市子ども育成条例の運用・推進 2.子ども・子育て支援を総合的に推進	あつぎ家庭の日・あつぎ子ども月間、あつぎ子ども未来プランの推進 **（2事業）**

意見書（案）

厚木市子ども育成推進委員会
平成 29 年 11 月

厚木市子ども育成推進委員会　委員名簿

No.	役職	氏名	選出区分
1	委員長	辻（つじ）　琢也（たくや）	学識経験者
2	職務代理	沖潮（おきしお）　満里子（まりこ）	学識経験者
3	委員	大髙（おおたか）　松太朗（まつたろう）	学識経験者
4	委員	杉山（すぎやま）　芳子（よしこ）	教育関係者
5	委員	和田（わだ）　貴樹（たかき）	幼稚園関係者
6	委員	町田（まちだ）　和子（かずこ）	保育会
7	委員	杉沢（すぎさわ）　三千代（みちよ）	地域子育て関係団体
8	委員	奈良（なら）　直史（なおし）	事業所関係者
9	委員	川内（かわうち）　春美（はるみ）	公募市民
10	委員	岡戸（おかど）　直美（なおみ）	公募市民

条	委員会からの意見等	条例改正の必要性
（基本計画） 第６条	（意見）	
（子育て支援体制の充実） 第７条	（意見）	
（健康の確保及び増進） 第８条	（意見）	
（教育環境の充実） 第９条	（意見）	
（仕事と生活の調和） 第 10 条	（意見）	
（子育てに適した環境の整備） 第 11 条	（意見）	
（子どもの健全育成） 第 12 条	（意見）	
（あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間） 第13条	（意見）	
（子ども育成推進委員会） 第14条	（意見）	

平成24年厚木市条例第31号
平成24年12月25日公布

厚木市子ども育成条例

（目的）

第１条　この条例は、本市の豊かな自然の中で、子どもが元気で心豊かに成長するための取組に関し、基本理念を定めるとともに、父母その他の保護者（以下「保護者」という。）も子どもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的とする。

（基本理念）

第２条　子どもが元気で心豊かに成長するための取組は、次に掲げる基本理念にのっとり行うものとする。

(1) 子どもが次代の社会を担うかけがえのない存在であり、子どもが本来持つ成長する力を伸ばし、その可能性の扉を開くことが重要であるという認識の下に、子どもが望ましい未来に向かい自己実現が図られるよう配慮すること。

(2) 保護者が子育てについて最も重要な責任を有し、子どもの人格を形成する上で、大きな役割を担う存在であるという認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義が理解され、子育てに伴う誇りと喜びがより深められるよう配慮すること。

(3) 子どもが元気で心豊かに成長することができ、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる環境づくりには、関係者との連携及び協力が重要であるという認識の下に、地域社会が子ども及びその家族を包み込む大きな家族となれるよう配慮すること。

（子育て関係機関の役割）

第３条　子育て関係機関（子育て支援に係る児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び団体をいう。以下同じ。）は、地域における子育ての応援拠点として、その専門的な知識及び経験をいかし、子育て支援のための活動を行うよう努めるものとする。

２　子育て関係機関は、市が実施する子育て支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第４条　事業者は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を支援するための労働条件の整備その他の子育て支援に資する多様な雇用環境の整備に努めるものとする。

２　事業者は、子どもの多様な体験活動の機会の充実を図るため、職場見学の実施その他の子育てに関する様々な地域貢献活動に取り組むよう努めるものとする。

（市の責務）

第５条　市は、保護者、子育て関係機関、事業者等と協働し、子育て環境の充実を図るための施策を推進するものとする。

２　市は、子育て環境の充実を図るための施策について、調査及び研究を行うとともに、その施策を推進するために必要な情報の提供その他の市民に対する広報及び啓発に努めるものとする。

（基本計画）

第６条　市長は、子育て環境の充実に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市子ども育成推進委員会の意見を聴かなければならない。

（子育て支援体制の充実）

第７条　市は、地域における子育てを支援する体制の充実を図るため、子育て支援のために必

要なネットワークを形成するとともに、次に掲げる施策を推進するものとする。
(1) 子育てを行う家庭が相互に又は子育ての経験者と交流する機会を提供すること。
(2) 子育てに関する課題を抱える家庭に対し、その状況に配慮した支援を行うこと。
(3) 子育て関係機関に対し、必要な支援を行うこと。

（健康の確保及び増進）

第８条　市は、子ども及び保護者の健康の確保及び増進を図るため、母子保健に関する事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（教育環境の充実）

第９条　市は、子どもが健やかに成長できる教育環境の充実を図るため、子どもの年齢及び心身の発達段階に応じた様々な学習の機会の提供、子どもの参加するスポーツ活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（仕事と生活の調和）

第10条　市は、子育てを行う労働者の仕事と生活の調和を図るため、事業者に対しては自主的な取組を行うために必要な支援を行い、労働者に対しては働きながら子育てを行うための支援の充実を図るものとする。

（子育てに適した環境の整備）

第11条　市は、安全な交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化その他の子育てに適した環境を整備するものとする。

２　市は、地域の関係者と連携して、セーフコミュニティの推進による子どもの事故、けが等の発生の予防その他の子どもが安全で安心して成長することができる環境を整備するものとする。

（子どもの健全育成）

第12条　市は、子どもの健全育成を推進するため、保護者に対しては家庭教育に関する学習機会の提供その他の必要な支援を行い、子どもに対しては多様な体験活動への参加及び地域社会との交流の機会を提供するものとする。

（あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間）

第13条　市は、市民が家族の絆（きずな）を大切にするため、あつぎ家庭の日を、子育てにおける地域社会が果たす役割の重要性について市民の関心及び理解を深めるため、あつぎ子ども月間を設ける。

２　あつぎ家庭の日は毎月の第３水曜日、あつぎ子ども月間は毎年５月とする。

３　市は、子育て関係機関及び事業者と連携し、あつぎ家庭の日及びあつぎ子ども月間の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

（子ども育成推進委員会）

第14条　市長は、この条例の運用状況の点検及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第１項各号に掲げる事務の処理等を行うため、市民等で構成する厚木市子ども育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

３　委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

４　委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（評価等）

第15条　市長は、委員会の意見を踏まえ、５年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

（子ども・子育て支援法に基づく機関）

第16条　子ども・子育て支援法第77条第１項の規定に基づく合議制の機関は、第14条第１項に

規定する委員会とする。

（委任）

第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条、第14条並びに附則第３項及び第５項の規定は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第８条の規定により策定されている計画は、第６条の規定により策定された計画とみなす。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第１条中第63号を第64号とし、第62号の次に次の１号を加える。

(63) 子ども育成推進委員会の委員

第２条第１項中「第62号」を「第63号」に改め、同条第２項中「前条第63号」を「前条第64号」に改める。

第３条中「第１条第63号」を「第１条第64号」に改める。

第５条第１項中「第63号」を「第64号」に改める。

第６条第１項第１号中「第62号」を「第63号」に改める。

別表に次のように加える。

63	子ども育成推進委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

（厚木市みんなで支え合う福祉のまちづくり条例の一部改正）

４　厚木市みんなで支え合う福祉のまちづくり条例（平成15年厚木市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条　削除

第14条を次のように改める。

第14条　削除

（調整規定）

５　この条例及び厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）、厚木市文化芸術振興条例（平成24年厚木市条例第28号）又は厚木市観光振興条例（平成24年厚木市条例第33号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、厚木市セーフコミュニティ推進条例又は厚木市文化芸術振興条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。